

建設局比較見積実施要領

制 定 平成20年10月1日

最近改正 令和7年1月27日

(趣 旨)

第1条 建設局が発注する、不動産以外の物件の買入契約、不動産以外の物件の借入契約並びに印刷及び製本の請負契約等において、大阪市契約規則（制定：昭和39年4月1日規則第18号。以下「契約規則」という。）に定めるもののほか、比較見積の実施について必要事項を定めるものとする。

(対象契約)

第2条 比較見積を行う契約は、建設局が発注する全ての物品買入・借入契約、印刷及び製本の請負契約等のうち、予定価格の額が10万円以下の案件とする。ただし、単価契約は、予定価格（単価）の額に予定数量を乗じた額が上記の金額に該当する契約とする。

なお、特名随意契約については、対象外とする。

(見積書徴取の方法)

第3条 見積書を徴取する際は、予め作成した納期及び納入場所等の必要事項を記載した仕様書等を提示し、見積書の提出期限を定め、提出を求めるものとする。

(見積書を徴取する相手方の選定)

第4条 本市入札参加有資格者のうち、建設局経理担当に入札参加希望の申請をしている者から、2者以上選定することとする。選定に際しては、特定の業者に偏ることのない様、同じ入札参加登録種目において比較見積を実施の都度、見積徴取の相手方を変更するものとする。また、見積書の提出を求める際は、当該種目の本市入札参加有資格者であることを再度確認して行うものとする。

- 2 見積書を徴取する相手方は、大阪市競争入札指名停止措置要綱の規定による停止措置を受けていない者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていない者を選定するものとする。

(見積書の様式)

第5条 見積書の様式は問わないものとする。

ただし、契約に際しては契約規則第34条第2項に基づき、建設局所定の見積書をもって契約書とする。

(見積書徴取の方法)

第6条 見積書の徴取方法は原則として持参とするが、FAX又は郵便によることも可とする。

2 見積は必ず書面によるものとし、電話等の口頭による見積は不可とする。

(見積書の無効)

第7条 次の各号のいずれかに該当する見積りは、無効とする。

- (1) 入札参加資格がない者のした見積り又は契約規則第25条第3項の規定による確認を受けない代理人がした見積り
- (2) 指定の日時まで提出されず、又は到達しなかった見積り
- (3) 見積者の記名押印がない見積り
- (4) 同一見積りについて見積者又はその代理人が2以上の見積りをしたときは、その全部の見積り
- (5) 同一見積りについて見積者及びその代理人がそれぞれ見積りしたときは、その双方の見積り
- (6) 見積金額又は見積者の氏名その他主要部分が識別し難い見積り
- (7) 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等による見積り
- (8) 見積りに関し不正な行為を行った者がした見積り
- (9) 見積書提出後、契約相手方の決定までに見積書を提出した者が大阪市競争入札指名停止措置要綱の規定による停止措置及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた場合の見積り
- (10) その他見積に関する条件に違反した見積り

(見積書の保存)

第8条 徴取した見積書は、契約規則第43条第2項に規定する見積書、請書その他の文書をもって契約書に代用した文書と共に経理課にて保存する。

(契約の相手方の決定)

第9条 徴取した見積者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積りした者を契約の相手方とするものとする。

- 2 最低見積価格が予定価格を超えている場合には、当該最低価格見積者と価格交渉を行い、契約相手方を決定するものとする。
- 3 前項の場合において、最低価格見積者が2人以上いる場合は、当該最低価格見積者から再度見積書を徴取し、価格交渉の相手方及び契約の相手方を決定するものとする。

- 4 前2項において、当該最低価格見積者との価格交渉が、予定価格の制限の範囲内の価格内とならない場合は、次順位者と価格交渉を行うことができる。

(くじ等による契約相手方の決定)

第10条 前条第1項において、最低見積をした者が、2者以上あるときは、当該見積者にくじを引かせて契約の相手方を決定する方法、又は再度見積書を提出させ比較見積をする方法の何れかにより契約相手方を決定するものとする。

(契約相手方に対する通知)

第11条 契約の相手方が決定したときは、すみやかにその旨を当該見積者に通知する。

(比較見積の不成立)

第12条 第9条第2項から第4項において、価格交渉の結果、交渉が成立しない場合は当該比較見積が成立しないものとする。

(再度の比較見積)

第13条 比較見積を行った結果、契約相手方が決定しない場合及び不成立になった場合は、見積徴取相手を変更して再度行うものとする。

(契約の締結)

第14条 契約の相手方となった者が、建設局の指定する期日までに契約規則第34条第2項に基づく建設局所定の見積書に記名・押印のうえ提出し、経理課長の承認を得ることによって、契約が締結されたものとする。
見積書の提出にあたっては、仕様書等を当該見積書に添付及び割印を押印するものとする。

(契約の解除)

第15条 契約相手方が決定後、契約締結までの間に、決定者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、当該契約の締結は行わないものとする。

- 2 契約締結後、契約履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。

(その他)

第16条 建設局長が特に必要があると認められるときは、この要領と異なる取扱いをすることができる。

附則

この要領は、平成20年10月8日から施行する。

附則

この要領は、平成20年11月4日から施行する。

附則

この要領は、平成 23 年 9 月 12 日から施行する。

附則

この要領は、令和 7 年 1 月 27 日から施行する。